

三春町 新婚・子育て世帯家賃補助事業

月々の家賃を三春町が補助します！

三春町では、町の活性化と定住人口の増加を図るため、町内に転入した新婚世帯及び子育て世帯の方々が賃貸住宅に入居する場合の家賃の一部を補助します。

*** 申請期間 ***

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月) ※予算額に達した時点で、申請受付を終了します。

*** 対象者 ***

次の①～⑦の条件すべてを満たす新婚世帯・子育て世帯※の世帯主の方(公務員を除く)

- ① 令和6年3月1日から令和7年2月28日の間に町外から入居していること。
- ② 世帯全員が当該賃貸住宅に住所を有していること。
- ③ 世帯全員が町税等を滞納していないこと。
- ④ 生活保護法による保護を受けていない世帯であること。
- ⑤ 転入後、町民として2年以上の居住を約束できること。
- ⑥ 他の制度による家賃補助を受けていないこと。(三春町結婚新生活支援事業を除く。)
- ⑦ 申請者及び世帯員が過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

※新婚世帯…申請日において、婚姻届を提出してから1年以内の夫婦、かつ、夫婦ともに40歳未満の世帯。

子育て世帯…申請日において、申請者またはその配偶者のいずれかが40歳未満で、中学3年生以下の子と同居・養育している世帯。

*** 対象期間 ***

町内の賃貸住宅に月のうち15日以上入居し、かつ要件を満たした月から
最長24月分を対象とします。(申請は年度更新)

*** 助成額 ***

家賃から住宅手当等補助を除いた額の30%で、月額2万円を上限として補助。

*** 提出書類 ***

- ① 三春町新婚・子育て世帯家賃補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- ③ 住宅手当支給証明書及び申出書(別紙1)
- ④ 戸籍謄本の写し(新婚世帯の場合)



ご不明な点は、下記まで
お問い合わせください。

【申請・問合せ先】

三春町役場 企画政策課 三春町字大町1-2 TEL:0247-62-1122